御代田町地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団 活動事業の利用支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第59条第4号の規定に基づく地域子ども・子育て支援事業として、保護者の経済的負担の軽減を図るため、小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業(以下「本事業」という。)を利用する幼児に係る利用料に対し、給付金を支給することについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 対象施設等 満3歳以上で小学校就学前の在籍する全ての幼児を対象として集団活動事業を提供し、標準的な開所時間がおおむね1日4時間以上8時間未満、週5日以上かつ年間39週以上である施設等のうち別表に定める基準を満たすもので、次に掲げる施設等ではないものをいう。
 - ア 法第7条第10項第4号ハの政令で定める施設
 - イ 法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設
 - ウ 法第29条第1項に規定する特定地域型保育事業者
 - エ 法第30条の11第1項に規定する特定子ども・子育て支援施設等 (子育てのための施設等利用給付(法第30条の2)を受給している満3 歳以上の小学校就学前の幼児の数が、当該施設等を利用する満3歳以上 の小学校就学前の幼児の数のおおむね半数を超えない施設等は除く。)
 - (2) 利用料 対象施設等が当該対象施設等に在籍する全ての幼児に提供する集団活動に対し保護者から徴収する利用料であって、入園料、施設整備費、延長利用又は預かり保育の利用料及び実費徴収費(食材費、通園費など対象施設等において提供される便宜に要する費用)の類ではないものをいう。
 - (3) 対象幼児 本町の住民のうち、対象施設等をおおむね1日4時間以上8時間未満、週5日以上かつ年間39週以上利用し、かつ当該利用日の属する月の初日に在籍している者であって、次のいずれにも該当しない満3歳以上の小学校就学前の幼児をいう。
 - ア 子どものための教育・保育給付(法第11条)を受けている者
 - イ 子育てのための施設等利用給付を受けている者
 - ウ 企業主導型保育事業(法第59条の2)を利用している者

(4) 集団指導 本町が対象施設等の事業者を一定の場所に集めて、講習 等の方法により指導を行うことをいう。

(基準適合審査の申請)

第3条 本事業の対象施設等として町長の決定を受けようとする施設等の事業者は、御代田町地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業対象施設等基準適合審査申請書(様式第1号)に関係書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(対象施設等の決定)

第4条 町長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、 対象施設等として決定したときは御代田町地域における小学校就学前の 子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業対象施設等決定 通知書(様式第2号)により、申請を却下したときは御代田町地域にお ける小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援 事業対象施設等基準適合審査申請却下通知書(様式第3号)により、申 請を行った施設等の事業者に通知するものとする。

(対象施設等の決定の取消し)

第5条 町長は、対象施設等の事業者が偽りその他不正な手段により前条に 規定する対象施設等の決定を受けたと認めるときは、対象施設等の決定 を取り消すことができる。

(対象費用)

第6条 給付金の対象となる費用は、対象幼児の保護者が対象施設等に支払 う利用料とする。

(給付基準額)

第7条 対象幼児1人当たりの給付基準額は、1月につき2万円とする。ただし、本事業の対象施設等として決定した日の属する年度の前年度以前、過去3か年の平均月額利用料(10円未満の端数がある場合は、切捨て)が2万円を下回る対象施設等を利用する幼児は、当該平均月額利用料とする。

(給付金の額)

第8条 給付金の額は、対象幼児の保護者が現に対象施設等に支払った月額 の利用料と月額の給付基準額のいずれか少ない額とする。

(給付金の支給申請等及び申請期限)

第9条 給付金の支給を受けようとする対象幼児の保護者は、御代田町地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業給付金支給申請書(様式第4号)に関係書類を添えて、町長が定める日までに、町長に提出しなければならない。

2 対象施設等は、町長が定める日までに、月毎の在籍名簿(様式第5号)を町長に提出しなければならない。

(支給決定等)

第10条 町長は、前条第1項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、給付金を支給することを決定したときは御代田町地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業給付金支給決定兼支払通知書(様式第6号)により、支給しないことを決定したときは御代田町地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業給付金支給申請却下通知書(様式第7号)により、対象幼児の保護者に通知するものとする。

(支給の方法)

第11条 町長は、前条の規定により給付金の支給を決定したときは、対象幼児の保護者が指定した金融機関口座への振込みにより、給付金を支給するものとする。

(支給決定の取消し)

- 第12条 町長は、対象幼児の保護者又は対象施設等の事業者の偽りその他不 正な手段により、対象幼児の保護者が給付金の支給決定を受けたと認め るときは、支給決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- 2 町長は、前項の規定により支給決定を取り消したときは、御代田町地域 における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用 支援事業給付金支給決定取消通知書(様式第8号)により対象幼児の保 護者に通知する。

(給付金の返環)

- 第13条 町長は、前条第1項の規定により給付金の支給決定を取り消した場合において、当該取消しに係る給付金が既に支給されているときは、対象幼児の保護者に対し、当該給付金の全部又は一部の返還を求めることができる。
- 2 前項の規定による給付金の返還に係る違約加算金及び延滞金の取扱いに ついては、町長が別に定めるものとする。

(関係書類の整備)

第14条 対象施設等の事業者は、本事業に係る帳簿及び関係書類を整備する とともに、本事業の完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年 間保管しなければならない。

(給付金に関する報告等)

第15条 町長は、給付金の支給に関し必要があると認めるときは、給付金の 支給決定を受けた対象幼児の保護者又は代理人に対し報告を求め、又は 調査することができる。

(指導・監査)

- 第16条 町長は、対象施設等の事業者に基準を遵守させるとともに、適正な 給付金の支給を実施する観点から必要があるときは、対象施設等に対し て本要綱に規定する内容等を周知し徹底させるために、集団指導を実施 することができる。
- 2 町長は、特に必要と認める場合、実地による個別指導又は施設等の監査を行うことができる。

(補則)

第17条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。 附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

別表 (第2条関係)

項目	基準の内容
1 集団活動 に従事する者 の数	集団活動に従事する者の数は、満3歳以上満4歳に満たない幼児おおむね20人につき1人以上、満4歳以上の幼児おおむね30人につき1人以上であること。ただし、施設等につき2人を下回ってはならないこと。
2 集団活動に従事する者の資格	集団活動に従事する者のおおむね3分の1 (集団活動に 従事する者が2人の施設等にあっては、1人)以上は、 幼稚園の教諭の普通免許状(教育職員免許法(昭和24年 法律第147号)に規定する普通免許状をいう。)を有する 者、保育士若しくは看護師(准看護師含む。)の資格を 有する者又は都道府県知事(地方自治法(昭和22年法律 第67号)第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第 252条の22第1項の中核市又は児童福祉法(昭和22年法律 第164号)第59条の4第1項の児童相談所設置市において は、それぞれの長。以下「都道府県知事等」という。) が行う保育に従事する者に関する研修(都道府県知事が これと同等以上のものと認める市町村長(特別区の長を

1]
	含む。)その他の機関が行う研修を含む。)を修了した
	もの(1日の利用幼児の数が5人以下の施設等に限
	る。) であること。
	(1) 集団活動を行う部屋(以下「集団活動室」とい
	う。)のほか、調理室(給食を提供する場合に限る。
	自らの施設等で調理を行わない場合には、必要な調
3 設備(有	理・保存機能を有する設備)及び便所(手洗設備を含
する場合)	む。)があること。
	(2) 集団活動室の面積は、おおむね幼児一人当たり
	1.65平方メートル以上であること。
	(3) 必要な遊具、用具等を備えること。
	(1) 建物がある場合
	ア 消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備
	が設けられていること。
	イ 非常災害に対する具体的計画を立て、これに対
	する定期的な訓練を実施すること。
	ウ 集団活動室を2階に置く場合には建築基準法
	(昭和25年法律第201号)第2条第9号の2に規定
4 非常災害	する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準
に対する措置	耐火建築物、3階以上に置く場合には耐火建築物
	とすること。なお、集団活動室を2階に設ける建
	物が耐火建築物又は準耐火建築物ではない場合に
	おいては、アに規定する設備の設置及びイに規定
	する訓練に特に留意すること。
	(2) 建物が無い場合
	活動の実態に応じて、一時的に退避可能なスペースの
	確保など必要な対策をとること。
	.,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,
5 佐田江科	(1) 幼児一人一人の心身の発育や発達の状況を把握
	し、活動内容を工夫すること。
内容	(2) 各施設等の活動方針に基づいた計画を策定し、
	実施していること。
 6 給食(提	幼児の年齢、発達、健康状態(アレルギー疾患等を含
供する場合)	む。)等に配慮した食事内容とし、予め作成した献立に
	従って調理すること。

7 健康管理 及び安全確保	幼児の健康観察等を通じて、日々の幼児の健康を管理するとともに、幼児の安全に配慮した活動を行うため必要な健康管理や安全管理を行うこと。
8 利用者へ の情報提供	活動の内容について、利用者に対し書面の交付等を通じて、説明・情報提供を行うこと。
9 備える帳簿	職員及び利用幼児の状況を明らかにする帳簿等を整備しておかなければならないこと。
10 会計処理	 (1) 財政及び経営の状況について正しい内容を表示すること。 (2) 全ての取引について、正確な会計帳簿を作成すること。 (3) 財政及び経営の状況を正確に判断することができるように必要な会計事実を明瞭に表示すること。 (4) 採用する会計処理の原則及び手続並びに計算書類の表示方法については、毎会計年度継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと。